

独立行政法人国際交流基金 契約監視委員会（第1回）
議事概要

- 1 日時：平成22年2月12日（金）10：00-12：30
- 2 場所：独立行政法人国際交流基金 第2セミナー室（9階）
- 3 出席者：
 - （1）委員（五十音順・敬称略）
碓井光明委員、三宅能生委員、宮本和之委員、鷲尾悦也委員
 - （2）外務省
武正公一外務副大臣、赤堀毅文化交流課長
 - （3）国際交流基金
小倉和夫理事長、坂戸勝理事、柳澤賢一総務部長、茶野純一経理部長、
深野昭会計課長、福田和弘監査室長
- 4 議題：
 - （1）委員長の選任
 - （2）抽出の委任（当番委員の選任）
 - （3）国際交流基金の契約の分類
 - （4）点検の実施時の観点
 - （5）抽出の実施時の観点
 - （6）抽出案件概要様式の確認
- 5 議事概要：
 - （1）委員長の選任
委員の互選により、碓井委員が委員長として選任された。なお、委員長に事故ある際の職務代理として、三宅委員が委員長より指名された。
 - （2）抽出の委任（当番委員の選任）
委員会により、宮本委員が当番委員として点検対象契約の抽出を委任された。

(3) 国際交流基金の契約の分類

多くの契約の中から点検対象となる契約を抽出する際には、基金の契約の特徴を示す案件を選定し、点検結果をより広範囲の契約に適用することができるよう留意する必要がある。その為、基金の契約を次のとおり分類することとなった。

「競争性のない契約」は、著作権保持者からの映画・テレビ番組の素材、上映権・放映権の購入、美術品・工芸品等の購入、海外に派遣する公演団との派遣契約、共同で事業を実施する共催契約、事務所の賃貸借契約（付随契約を含む）その他と分類することとなった。

「競争性のある契約」は、一般競争入札・指名競争入札、企画競争・公募と分類することとなった。

(4) 点検の実施時の観点

点検を実施する際の観点について、次のとおり、委員間での共有がなされた。

「競争性のない契約」は、随意契約理由の妥当性、他の契約方式への移行の可否、契約金額の妥当性等の観点を中心に点検することとなった。

「競争性のある契約」は、競争参加資格の妥当性、契約方式の妥当性、契約手続き及び仕様書等の内容の妥当性等の観点を中心に点検することとなった。但し、必要に応じて、新たな観点を随時追加するものとされた。

(5) 抽出の実施時の観点

当番委員による点検対象契約の抽出時の観点について、次のとおり、委員間での合意がなされた。

「競争性のない契約」においては、契約相手方の法人格、再就職役員の有無、契約金額等の観点を中心に抽出することとなった。

「競争性のある契約」においては契約相手方の法人格、再就職役員の有無、落札方式、落札率、契約金額等の観点を中心に抽出することとなった。

(6) 抽出案件概要様式の確認

抽出案件概要様式（抽出された契約の概要説明資料）については、事務局原案に以下の二点を追加することです承された。

- ・ 事業概要

- ・ 過去に同様の契約を締結していた場合、その契約方式

(7) 委員会における取り組みについて

本委員会における今後の取り組みについて、副大臣より以下が述べられた。

平成22年1月29日の外交演説において岡田外務大臣が「納税者の視点も重要です。このため、外務省所管の独立行政法人や公益法人の改革に取り組むとともに、独立行政法人評価委員会や外務人事審議会などの第三者機関が本来の役割を果たすことができるよう、その在り方を検討します」と述べており、この点も踏まえて、本委員会における今後の取り組みを進めていただきたい。

また、本委員会は、外務省独立行政法人評価委員会や基金の他の第三者委員会等における審議と連携を図りつつ、今後、政府により策定される独立行政法人・公益法人の見直し方針を基とし、更なる契約の適正化に向けた改善方法を提示していくこととなるが、特に、随意契約、一者応札、高落札率の契約について問題意識をもって点検をお願いしたい。その際、契約に係るガバナンスも重要な視点となる。

以上